

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【告示】

○ 平成二十八年度県統計調査の実施

【公告】

○ 随意契約の相手方の決定

○ 応急入院指定病院の指定

○ 県営土地改良事業の換地処分

○ 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

統計分析課

税務課

健康推進課

耕地課

建築指導課

目次

担当課（室）

◎岡山県告示第六百二十六号

平成二十八年度において、次の県統計調査を実施する。

平成二十八年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 県統計調査の名称及び目的

1 名称

岡山県女性の活躍推進に関する調査

2 目的

県内の企業における採用、昇進の実態等の女性の活躍の推進に関する状況を把握し、今後の各種の施策の基礎資料として活用する。

二 県統計調査の対象の範囲

1 地域的範囲

県全域

2 属性的範囲

日本標準産業分類に掲げる大分類「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」、「複合サービス業」又は「サービス業（他に分類されないもの）」に属する企業のうち、従業者が十人以上の企業

三 報告を求めらるる事項及びその基準となる期日又は期間

1 報告を求めらるる事項

企業の概要、従業員の構成、年次有給休暇の取得、所定外労働時間、従業員の採用及び退職、女性の管理職への登用並びに女性の活躍の推進に関する事項

2 その基準となる期日又は期間

平成二十八年四月一日

四 報告を求めらるる者

二のうち三千社

五 報告を求めらるるために用いる方法

郵送調査

平成28年12月13日 岡山県公報 第11847号

六 報告を求める期間

平成二十八年十二月十五日から平成二十九年一月十二日まで

七 実施部課名

県民生活部男女共同参画青少年課

〔五一九〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号。以下「政令」という。）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり契約の相手方等を決定した。

平成二十八年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

- 一 特定役務の名称
共通基盤等の更新に伴う税務システム移行業務
- 二 契約期間
平成二十八年十一月二十八日から平成二十九年三月三十一日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県総務部税務課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 契約の相手方を決定した日
平成二十八年十一月二十八日
- 五 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所
広島県広島市中区袋町五番二五号
- 六 契約金額
四八、一六八、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額三、五六八、〇〇〇円）
- 七 契約の相手方を決定した手続（契約方法）
随意契約
- 八 随意契約の理由
政令第十一条第一項第二号に該当するため

〔五二〇〕精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第三十三条の七第一項に規定する精神科病院として、次の医療機関を指定した。

平成二十八年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 医療機関の名称

社会医療法人高見徳風会 希望ヶ丘ホスピタル

二 所在地

津山市田町一一五

三 指定期間

平成二十八年十一月一日から平成三十一年十月三十一日まで

〔五二一〕土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第九項の規定により、県営土地改良事業の換地処分を次のとおり行った。

平成二十八年十二月十三日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 地区名

美作地区 第7工区 赤田団地

二 換地処分年月日

平成二十八年十二月十三日

〔五二二〕 次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成二十八年十二月十三日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字七反地二八〇三一七

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二八〇三

井谷 進

三 許可番号

岡山県指令建指第二一八号